3 農業人材力強化総合支援事業

(旧 新規就農・経営継承総合支援事業)

【24,800(19,347)百万円】

対策のポイント -

次世代を担う農業者を目指す者に対し、就農の検討・準備段階から就農開始を経て経営を確立するまでを一連の流れとして、総合的に支援します。

<背景/課題>

- ・我が国農業は、基幹的農業従事者の平均年齢が67.0歳(平成27年)と高齢化が進行しています。
- ・持続可能な力強い農業を実現するには、青年新規就農者数(定着ベース)を倍増させ、 世代間バランスのとれた農業就業構造にしていくことが必要です。
- ・新規就農し定着する青年農業者を倍増し、**次世代を担う農業者を育成するための支援 策を総合的に講じる必要**があります。

政策目標

新規就農し定着する農業者を倍増し、平成35年までに40代以下の農業従事者を40万人に拡大

<主な内容>

1. 農業次世代人材投資事業(旧 青年就農給付金事業)

17, 246(11, 614)百万円

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修期間(2年以内)の生活安定と就農直後(5年以内)の経営確立に資する資金を交付します。また、グローバル感覚を備えた人材の育成に向けて、海外研修を行う場合の支援を充実します。

補助率:定額)

事業実施主体:都道府県、市町村、全国農業委員会ネットワーク機構

2. 農の雇用事業

6,872(7,150)百万円

青年の農業法人への雇用就農を促進するため、法人が新規就業者に対して実施する実践研修等を支援するとともに、雇用した新規就業者の新たな法人設立・独立に向けた研修を支援します。また、法人による従業員等の海外研修派遣を支援します。

補助率:定額

事業実施主体:全国農業委員会ネットワーク機構

3. 農業経営確立支援事業 (旧 新規就農者育成支援事業)

681 (583) 百万円

優れた経営感覚を備えた農業者の育成支援と新規就農者の裾野拡大のため、以下の取組を促進します。

- ・経営力や技術力の習得を図る農業教育機関等のレベルアップのための取組や、 農業者が営農しながら経営ノウハウを学ぶ場(農業経営塾)の創出等
- ・農業大学校・農業高校の新規学卒者や農業への転職を希望する他産業従事者等 を実際の就農に結び付ける取組(就農相談会等の開催)

補助率:定額、1/2

事業実施主体:都道府県、民間団体

[お問い合わせ先:経営局就農・女性課 (03-3502-6469)]

新規就農・経営継承対策の全体像

農業人材力強化総合支援事業 平成29年度予算概算要求額【248(193)億円】

就農開始 就農準備 経営確立 法人正職員としての就農 独立•自営就農 農業次世代人材投資事業 農業次世代人材投資事業 (進備型) (経営開始型) 県農業大学校や先進農家・先進農業法 人・農地プランに位置付けられ 農業法人等の 法人側に対する 人等で研修を受ける場合、原則45歳未 ている原則45歳未満の認定新 次世代経営者の育成 農の雇用事業 満で就農する者に対し、研修期間中に 規就農者等に対し、年間最大 (農の雇用事業) 所得の確保 ついて年間150万円を最長2年間交付 150万円を最長5年間交付 法人に就職した青年に対 (平成27年度以降の新規交付 法人等の職員を次世代経営 する研修経費として法人に対 〇 研修終了後1年以内に就農しなかった場 対象者から、前年の所得に応 者として育成するための派 し、年間最大120万円を最長2 合、交付期間の1.5倍(最低2年)以上の就農 じて交付金額を変動) 遣研修の経費として、月最 を継続しない場合は全額返還 年間助成 大10万円を最長2年間助成 ○ 市町村等が適切な就農をしていな 雇用した新規就農者の新 〇 研修終了後1年以内に親元就農する者も いと判断した場合は打ち切り 対象とするが、5年以内に経営を継承するか たな法人設立・独立に向けた 優れた経営感覚を 〇 親からの経営継承(親元就農から5 又は共同経営者にならない場合は全額返還 研修経費として、法人に対し、 備えた農業経営者を 年以内)や親の経営から独立した部 年間最大120万円を最長4年 門経営を行う場合も対象 育成するための取組 間助成 ※3年目以降は最大 農業教育機関等の 〇 農地は親族からの貸借が主であっ 技術•経営力 60万円 農業経営者の経営力を高め レベルアップ ても対象とするが、5年間の交付期間 るための地方における農業 中に所有権移転しない場合は全額返 の習得 就農希望者の経営力養成研修や県農 経営塾、オンライン研修等 大の経営指導力向上研修の実施等 の実施 新規就農者の定着を確実なものにするための取組 就農定着に 就農希望者を実際の就農に 向けた諸課題 結びつける取組 市町村内での相談体制の整備、新規就農者間の交流会 の解決 就農相談会等 青年等就農資金(無利子 スーパーL資金 機械•施設 の導入 経営体育成支援事業

(注) 上記のほか、農地の確保に関し、市町村における人・農地プランへの位置付け、農地中間管理機構の活用等がある。

